

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
京浜河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 鶴見川 J R 橋梁河道浚渫工事
工事地名	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	1 2) 設 計 年 月	年 月
2) 事務所名	京浜河川事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2025030021	1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	179日間 自 令和 8年 9月 1日 (当初) 至 令和 9年 2月26日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	神奈川県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	横浜地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	鶴見川本川	2 2) 処 分 費 等	12,540,000
		2 3) 公 告 日	令和 8年 1月20日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目： 河川整備事業費	2) 目： 河川改修費	3) 目の細分：	4) 事業名：
---------------------	----------------	----------	---------

設計内訳書

工事名	R 7 鶴見川 J R 橋梁河道浚渫工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	浚渫(河川)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
浚渫(河川)		式	1		111,054,060				
浚渫工(ポンプ 浚渫船)		式	1		97,082,430				
浚渫船運転工		式	1		39,312,930				
浚渫船運転	高濃度吸引圧送船浚渫	m3	3,800	6,846	26,014,800			単-1号	
排砂管(設備)	排送管径 30cm 水上	式	1		1,702,470			内-1号	
排砂管保守		式	1		1,585,720			内-2号	
飛散防止装置(設備)	飛散防止装置 サイクロン	式	1		106,500			内-3号	
排砂管・飛散防止装置損料	高濃度吸引圧送 排砂管等設備	式	1		2,061,840			内-4号	
補助船運転	クレーン付台船 台船500t 積	式	1		7,841,600			内-5号	
作業船運転工		式	1		57,769,500				
土運搬船運転		m3	9,500	6,081	57,769,500			単-2号	
浚渫土処理工		式	1		12,540,000				

設計内訳書

工事名	R 7 鶴見川 J R 橋梁河道浚渫工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	浚渫(河川)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
浚渫土処理工		式	1		12,540,000				
残土等処分		m3	3,800	3,300	12,540,000			単-3号	
仮設工		式	1		1,431,630				
付属施設工		式	1		1,431,630				
係留杭 0.10k付近	H400 杭長19m 打設長10.0m 水上施工	式	1		1,431,630			内-6号	
直接工事費		式	1		111,054,060				
共通仮設費		式	1		32,764,004				
共通仮設費		式	1		25,136,004				
運搬費		式	1		10,957,972				
建設機械運搬費		式	1		1,146,000			内-7号	
重建設機械分解組立輸送費		式	1		6,991,000			内-8号	
仮設材運搬費		式	1		317,372			内-9号	

設計内訳書

工事名	R 7 鶴見川 J R 橋梁河道浚渫工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	浚渫(河川)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
作業船等えい航費		式	1		2, 503, 600			内-10号	
準備費		式	1		4, 406, 100				
繋船費(河川) 高濃度吸引圧送船		式	1		4, 406, 100			内-11号	
安全費		式	1		7, 263, 432				
警戒船		式	1		7, 263, 432			内-12号	
技術管理費		式	1		1, 533, 500				
土質等試験費		式	1		1, 533, 500			内-13号	
現場環境改善費（率計上）		式	1		975, 000				
共通仮設費（率計上）		式	1		7, 628, 000				
純工事費		式	1		143, 818, 064				
現場管理費		式	1		32, 989, 000				
工事原価		式	1		176, 807, 064				

設計内訳書

工事名	R 7 鶴見川 J R 橋梁河道浚渫工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	浚渫(河川)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
一般管理費等		式	1		26,632,936				
業務委託料		式	1		5,470,000				
工事価格		式	1		208,910,000				
消費税相当額		式	1		20,891,000				
工事費計		式	1		229,801,000				

一式当たり内訳書

排砂管(設備)
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
排砂管及びPORT設置・撤去	高濃度吸引圧送船(特殊狹隘型) 水上管路	本	33	51,590	1,702,470			
合 計					1,702,470			

一式当たり内訳書

排砂管保守

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

飛散防止装置(設備)
第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
飛散防止装置設置・撤去	飛散防止装置 サイロン	回	1	106,500	106,500			
合 計					106,500			

一式当たり内訳書

排砂管・飛散防止装置損料
第 4号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
排砂管(設備)・飛散防止装置損料		日	66	31,240	2,061,840			
合 計					2,061,840			

一式当たり内訳書

補助船運転
第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
高濃度吸引圧送浚渫補助船 運転 土運船積み込み補助船	クレーン付台船 台船500t積 クレーン45~50t吊	日	29	270,400	7,841,600			
合 計					7,841,600			

一式当たり内訳書

係留杭
第 6号内訳書 0.10k付近

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
パイプロハンマ施工による H形鋼打込み	水上 電動式 60kW 1箇所 H400 12m以下	本	6	167,800	1,006,800			
パイプロハンマ施工による H形鋼引抜き	水上 電動式60kW 12m以下	本	6	15,350	92,100			
ガス切断	H鋼杭 (H300～H400)	箇所	6	8,235	49,410			
H形鋼杭賃料	H400 9.5m/本 61日 無 有 3650円 無 1回	本	12	23,610	283,320			
合 計					1,431,630			

一式当たり内訳書

建設機械運搬費
第 7号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
圧送管設備運搬費（往復） 排砂管、フロータ、ゴムジョイント	運搬距離(片道)330km程度	回	1	1,146,000	1,146,000			
合 計					1,146,000			

一式当たり内訳書

第 8号内訳書 重建設機械分解組立輸送費

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
吸引圧送船運搬費(往復) 特殊狹隘型	運搬距離(片道)330km程度	回	1	3,690,000	3,690,000			
吸引圧送船分解・組立費 特 殊狹隘型	山積0.45m3ロング・アーム型パレット搭載	回	1	3,301,000	3,301,000			
合 計					6,991,000			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費
第 9号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【鶴見川右岸0.10k付近】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 10.1km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	39.2	4,660	182,672			
仮設材等の積込み、取卸し 費	積込み、取卸し(片道分)	t	89.8	1,500	134,700			
合 計					317,372			

一式当たり内訳書

作業船等えい航費

第 10号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【高濃度吸引圧送船浚渫船】								
えい航費 吸引圧送船(特殊狭隘型)	・排砂管(設備)等共 (往復路・引船 D500PS型)	回	2	249,600	499,200			
えい航費 クレーン付台船(45~50t吊・台船500t積)	(往復路・引船 D800PS型)	回	2	306,000	612,000			
【土運船】								
えい航費	土運船(開閉式) 2隻(往復路・引船 D800PS型)	回	2	216,900	433,800			
えい航費	土運船(開閉式) 1隻(往復路・引船 D800PS型)	回	2	172,500	345,000			
【係留杭】								
えい航費 クレーン付台船(45~50t吊・台船300t積)	・矢板台船200t積) (往復路・引船 D200PS型)	回	4	153,400	613,600			
合 計					2,503,600			

一式当たり内訳書

第 11号内訳書 繫船費(河川)
高濃度吸引圧送船

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
繫船費	高濃度吸引圧送船	日	19	231,900	4,406,100			
合 計					4,406,100			

警戒船

第 12号内訳書

單僱使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

土質等試験費

第 13号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
底質分析 試験費 溶出試験 33項目(溶出液作成含む)、	含有量試験3項目、一般1項目	検体	2	279,000	558,000			
底質分析 試験費	溶出試験 (ダ イキソ類)	検体	1	131,000	131,000			
底質分析 試験費	含有量試験 (ダ イキソ類)	検体	1	123,000	123,000			
放射性物質濃度 試験費	セシウム-134及びセシウム-137	検体	1	22,500	22,500			
試料採取費 河道内採取(船)	試料採取深度：表層～表層下1.0m程	箇所	1	699,000	699,000			
合 計					1,533,500			

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一1号	浚渫船運転	高濃度吸引圧送船浚渫	単位	m3	数量	1,000	単価	6,846
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高濃度吸引圧送浚渫船運転 特殊狹隘型 0.45m3ポンプBH		平均浚渫量134m3/日 含泥率40%程度	日	7.5	912,700	6,845,250		
計						6,845,250		
単価						6,846	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一2号	土運搬船運転		単位	m3	数量	2,500	単価	6,081
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土運船運搬		外航	日	7.5	1,214,000	9,105,000		
土運船運搬		河川	日	7.5	531,000	3,982,500		
ブレイク船運転		引船 D800PS型 70GT（高濃度吸引圧送浚渫船）	日	7.5	282,000	2,115,000		
計						15,202,500		
単価						6,081	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一3号	残土等処分		単位	m3	数量	1	単価	3,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
残土等処分			m 3	1	3,300	3,300		
計						3,300		
単価						3,300	円／m3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	高濃度吸引圧送浚渫船運転 特殊狭 隘型 0.45m3 ロンク B	平均浚渫量134m3/日 含泥率40%程度	単位	日	数量	1	単価 912,700
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	1	35,496	35,496		
高級船員		人	1	40,290	40,290		
運転手（特殊）		人	2	32,844	65,688		
特殊作業員		人	2	31,518	63,036		
普通作業員		人	1	27,336	27,336		
吸引圧送船（狭隘型）運転		日	1	600,600	600,600		
ロンク アーム型 ハックホ （吸引圧送船改造型）運転	超 ロンク アーム型・排対2次 山積0.4m3 最大作業半径15~19m	日	1	40,630	40,630		
サイドフローター運転	5~8m3	日	1	28,050	28,050		
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		11,574		
計					912,700		
単価					912,700	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	排砂管及びPORT設置・撤去	高濃度吸引圧送船(特殊狭隘型) 水上管路	単位	本	数量	10	単価	51,590
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員			人	1.547	40,290	62,328		
普通船員			人	6.19	33,252	205,829		
普通作業員			人	3.096	27,336	84,632		
揚錨船運転	揚錨船 D1t吊		日	1.547	32,840	50,803		
バックホウ（クローラ型）運転	標準型・クレーン機能付き・排対1次 山積0.8m3 吊能力2.9t		日	1.547	72,550	112,234		
諸雑費（まるめ）			式	1		74		
計						515,900		
単価						51,590	円／本	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	排砂管保守費		単位	日	数量	1	単価	54,680
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	2	27,336	54,672		
諸雑費（まるめ）			式	1		8		
計						54,680		
単価						54,680	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	飛散防止装置設置・撤去	飛散防止装置 サイクロン	単位	回	数量	1	単価	106,500
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.2	35,496	7,099		
溶接工			人	1	39,678	39,678		
普通作業員			人	2	27,336	54,672		
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		5,051		
計						106,500		
単価						106,500	円／回	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	排砂管(設備)・飛散防止装置損料		単位	日	数量	1	単価	31,240
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
圧送管		(15) 欄 φ 300-6.0m (鋼製)	本	30	228	6,840		
ジョイント (15) 欄		φ 300×3.0m (コム製補強ワイヤ入) 10Kフランジ、ワイヤ入	本	6	723	4,338		
フローター		(15) 欄 φ 250～300 (樹脂製)	隻	36	541	19,476		
飛散防止装置		(15) 欄 サイクロン (鋼製)	基	1	579	579		
諸雑費 (まるめ)			式	1		7		
計						31,240		
単価						31,240	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	高濃度吸引圧送浚渫補助船運転 土運船積み補助船	クレーン付台船 台船500t積 クローラークレーン45～50t吊	単位	日	数量	1	単価	270,400
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員			人	1	40,290	40,290		
軽油		船舶用	L	108	84.1	9,082		
クレーン付台船		クローラークレーン45～50t吊	供用日	1.89	40,300	76,167		
クレーン付台船		台船500t積 クレーン45～50t吊用	供用日	1.89	70,100	132,489		
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		12,372		
計						270,400		
単価						270,400	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	土運船運搬	外航	単位	日	数量	1	単価	1,214,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員			人	4.8	40,290	193,392		
普通船員			人	2.4	33,252	79,804		
普通船員			人	4.8	33,252	159,609		
引船運転		D800PS型 G70GT	日	2	220,700	441,400		
土運船〔開閉式〕		3 0 0 m 3 積	供用日	3.82	88,800	339,216		
諸雑費（まるめ）			式	1		579		
計						1,214,000		
単価						1,214,000	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	土運船運搬	河川	単位	日	数量	1	単価	531,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員			人	2.4	40,290	96,696		
普通船員			人	1.2	33,252	39,902		
普通船員			人	2.4	33,252	79,804		
引船運転	D500PS型 G40GT		日	1	144,900	144,900		
土運船〔開閉式〕	3 0 0 m 3 積		供用日	1.91	88,800	169,608		
諸雑費（まるめ）			式	1		90		
計						531,000		
単価						531,000	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ブレーキ船運転	引船 D800PS型 70GT（高濃度吸引圧送浚渫船）	単位	日	数量	1	単価	282,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員			人	2.4	40,290	96,696		
普通船員			人	1.2	33,252	39,902		
重油		A重油（ローリー）	L	182	86.7	15,779		
引船〔鋼製〕		(9)欄 D800PS型 70GT	時間	2	6,710	13,420		
引船〔鋼製〕		(11)欄 D800PS型 70GT	供用日	1.65	69,600	114,840		
諸雑費（率＋まるめ） 0.5%			式	1		1,363		
計						282,000		
単価						282,000	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	パイプロハンマ施工によるH形鋼打込み	水上 電動式 60kW 1箇所 H400 12m以下	単位	本	数量	10	単価	167,800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1.667	35,496	59,171		
	とび工		人	5	33,762	168,810		
	普通作業員		人	1.667	27,336	45,569		
	パイプロハンマ杭打機運転（水上施工）	打込み 電動式60kW H400	日	1.667	28,430	47,392		
	引船運転		日	1.667	80,220	133,726		
	クレーン付台船運転（300t積）		日	1.667	172,000	286,724		
	矢板積台船運転（200t積）		日	1.667	55,420	92,385		
	継施工費	H400	箇所	10	74,500	745,000		
	諸雑費（率＋まるめ） 12%		式	1		99,223		
	計					1,678,000		
	単価					167,800	円／本	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	パイプロハンマ施工によるH形鋼引 抜き	水上 電動式60kW 12m以下	単位	本	数量	10	単価	15,350
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.294	35,496	10,435		
とび工			人	0.588	33,762	19,852		
普通作業員			人	0.294	27,336	8,036		
パイプロハンマ杭打機運転（水上施工）		引抜き 電動式60kW	日	0.294	28,430	8,358		
引船運転			日	0.294	80,220	23,584		
クレーン付台船運転（300t積）			日	0.294	172,000	50,568		
矢板積台船運転（200t積）			日	0.294	55,420	16,293		
諸雑費（率＋まるめ） 12%			式	1		16,374		
計						153,500		
単価						15,350	円／本	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ガス切断	H鋼杭 (H300～H400)	単位	箇所	数量	1	単価	8,235
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
溶接工			人	0.13	39,678	5,158		
普通作業員			人	0.07	27,336	1,913		
酸素		ポンベ	m 3	0.76	522	396		
アセチレン		ポンベ	k g	0.34	2,220	754		
諸雑費（率＋まるめ） 0.2%			式	1		14		
計						8,235		
単価						8,235	円／箇所	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	H形鋼杭賃料	H400 9.5m/本 61日 無 有 3650円 無 1回	単位	本	数量	1	単価	23,610
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	H形鋼（杭用）	400型（172kg/m）	t	1.634	5,795	9,469		
	H形鋼 修理費及び損耗費		t	1.634	8,650.5	14,134		
	諸雑費（まるめ）		式	1		7		
	計					23,610		
	単価					23,610	円／本	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	圧送管設備運搬費（往復） 排砂管、 フロータ、コムシポイント	運搬距離(片道)330km程度	単位	回	数量	1	単価	1,146,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
とび工			人	4	33,762	135,048		
普通作業員			人	6	27,336	164,016		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]		10 t 吊	日	2	45,600	91,200		
諸雑費（率＋まるめ） 253%			式	1		755,736		
計						1,146,000		
単価						1,146,000	円／回	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	吸引圧送船運搬費(往復) 特殊狹隘型	運搬距離(片道)330km程度	単位	回	数量	1	単価	3,690,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	3	35,496	106,488		
	とび工		人	6	33,762	202,572		
	普通作業員		人	4	27,336	109,344		
	ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	5 0 t 吊	日	6	92,000	552,000		
	諸雑費（率＋まるめ） 650%		式	1		2,719,596		
	計					3,690,000		
	単価					3,690,000	円／回	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	吸引圧送船分解・組立費 特殊狭隘型	山積0.45m3ロング・アーム型バックホウ搭載	単位	回	数量	1	単価	3,301,000	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役			人	10	35,496	354,960			
とび工			人	16	33,762	540,192			
溶接工			人	6	39,678	238,068			
特殊作業員			人	10	31,518	315,180			
電工			人	6	32,130	192,780			
普通作業員			人	20	27,336	546,720			
ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕		70t吊	日	5	135,000	675,000			
ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕		50t吊	日	3	92,000	276,000			
ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕		25t吊	日	1	53,200	53,200			
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		108,900			
計						3,301,000			

参考資料 (1)

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00-00-2-0

[illegible]

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 10.1km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価 4,660
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基本運賃区分A		製品長12m以内 20kmまで	t	1	4,660	4,660	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						4,660	
単価						4,660	円／ t

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(片道分)	単位	t	数量	1	単価 1,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込み、取卸し費（仮設材等）			t	1	1,500	1,500	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						1,500	
単価						1,500	円／ t

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	えい航費 吸引圧送船(特殊狭隘型)	・排砂管(設備)等共(往復路・引船 D500PS型)	単位	回	数量	1	単価 249,600
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員		人	1	40,290	40,290		
普通船員		人	1	33,252	33,252		
重油	A重油(ローリー)	L	93	86.7	8,063		
引船[鋼製]	(9)欄 D500PS型 40GT	時間	1	4,460	4,460		
引船[鋼製]	(11)欄 D500PS型 40GT	供用日	0.5	46,300	23,150		
吸引圧送船	(11)欄 狭隘型	供用日	0.5	225,000	112,500		
サイドフローター	(11)欄 5～8m3 2隻1セット	供用日	0.5	11,000	5,500		
ロングアーム型バックホウ(吸引圧送船 改造型)	(11)欄	供用日	0.5	13,400	6,700		
排砂管(設備)・飛散防止装置(11欄)		供用日	0.5	31,240	15,620		
諸雑費(まるめ)		式	1		65		
計					249,600		

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	えい航費 吸引圧送船(特殊狭隘型)	・排砂管(設備)等共 (往復路・引船 D500PS型)	単位	回	数量	1	単価	249,600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	単価					249,600	円／回	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	えい航費 クレーン付台船(45~50t吊・台船500t積)	(往復路・引船 D800PS型)	単位	回	数量	1	単価	306,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
高級船員		人	2	40,290	80,580			
普通船員		人	2	33,252	66,504			
重油	A重油（ローリー）	L	300	86.7	26,010			
引船〔鋼製〕	(9)欄 D800PS型 70GT	時間	2	6,710	13,420			
引船〔鋼製〕	(11)欄 D800PS型 70GT	供用日	1	69,600	69,600			
クレーン付台船	(11)欄 クレーン付台船 45~50t吊・台船500t積	供用日	0.5	99,600	49,800			
諸雑費（まるめ）		式	1		86			
計					306,000			
単価					306,000	円／回		

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	えい航費	土運船（開閉式） 2隻（往復路・引船 D800PS型）	単位	回	数量	1	単価	216,900
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員			人	1	40,290	40,290		
普通船員			人	1	33,252	33,252		
重油		A重油（ローリー）	L	150	86.7	13,005		
引船〔鋼製〕		(9)欄 D800PS型 70GT	時間	1	6,710	6,710		
引船〔鋼製〕		(11)欄 D800PS型 70GT	供用日	0.5	69,600	34,800		
土運船		(11)欄 開閉式 300m3積	供用日	0.5	88,800	44,400		
土運船		(11)欄 開閉式 300m3積	供用日	0.5	88,800	44,400		
諸雑費（まるめ）			式	1		43		
計						216,900		
単価						216,900	円／回	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	えい航費	土運船（開閉式） 1隻（往復路・引船 D800PS型）	単位	回	数量		単価	172, 500
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員			人	1	40, 290	40, 290		
普通船員			人	1	33, 252	33, 252		
重油		A重油（ローリー）	L	150	86. 7	13, 005		
引船〔鋼製〕		(9) 欄 D800PS型 70GT	時間	1	6, 710	6, 710		
引船〔鋼製〕		(11) 欄 D800PS型 70GT	供用日	0. 5	69, 600	34, 800		
土運船		(11) 欄 開閉式 300m3積	供用日	0. 5	88, 800	44, 400		
諸雑費（まるめ）			式	1		43		
計						172, 500		
単価						172, 500	円／回	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

えい航費 クレーン付台船(45~50t吊・台船300t積)	・矢板台船200t積) (往復路・引船 D200PS型)	単位	回	数量	1	単価	153,400
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員		人	1	40,290	40,290		
普通船員		人	1	33,252	33,252		
重油	A重油 (ローリー)	L	37	86.7	3,207		
引船[鋼製]	(9)欄 D200PS型 15GT	時間	1	1,970	1,970		
引船[鋼製]	(11)欄 D200PS型 15GT	供用日	0.5	20,500	10,250		
台船300t積	(11)欄 クレーン付 45~50t吊・台船300t積	供用日	0.5	86,400	43,200		
台船	(11)欄) 200t積	供用日	0.5	42,300	21,150		
諸雑費 (まるめ)		式	1		81		
計					153,400		
単価					153,400	円／回	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	繫船費	高濃度吸引圧送船	単位	日	数量	1	単価	231,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	1	35,496	35,496		
高級船員			人	1	40,290	40,290		
運転手（特殊）			人	2	32,844	65,688		
特殊作業員			人	2	31,518	63,036		
普通作業員			人	1	27,336	27,336		
諸雑費（まるめ）			式	1		54		
計						231,900		
単価						231,900	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	間接費（交通船運転）		単位	日	数量	1	単価	56,420
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員			人	1	40,290	40,290		
重油		A重油（ローリー）	L	42	86.7	3,641		
交通船〔鋼製〕		D 50PS型 4.9GT	供用日	1.68	7,430	12,482		
諸雑費（まるめ）			式	1		7		
計						56,420		
単価						56,420	円／日	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	吸引圧送船（狭隘型）運転		単位	日	数量	1	単価	600, 600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油	船舶用		L	510	84. 1	42, 891		
吸引圧送船（狭隘型）	(15) 欄		供用日	1. 65	338, 000	557, 700		
諸雑費（まるめ）			式	1		9		
計						600, 600		
単価						600, 600	円／日	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ロングアーム型ハックホ(吸引圧送船改造型))運転	超ロングアーム型・排対2次 山積0.4m3 最大作業半径15~19m	単位	日	数量	1	単価	40,630
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油		船舶用	L	77	84.1	6,475		
ロングアーム型ハックホ(吸引圧送船改造型)		(15) 欄	供用日	1.65	20,700	34,155		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						40,630		
単価						40,630	円／日	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	サイドフローター運転	5~8m3	単位	日	数量	1	単価	28,050
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
サイドフローター		(15) 欄 5~8m3 2隻1セット	供用日	1.65	17,000	28,050		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						28,050		
単価						28,050	円／日	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	揚錨船運転	揚錨船 D1t吊	単位	日	数量	1	単価	32,840
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
重油		A重油（ローリー）	L	48	86.7	4,161		
揚錨船		D 1 t 吊	供用日	1.62	17,700	28,674		
諸雑費（まるめ）			式	1		5		
計						32,840		
単価						32,840	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転	標準型・クレーン機能付き・排対1次 山積0.8m3 吊能力2.9t	単位	日	数量	1	単価	72,550
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	32,844	32,844		
軽油			L	110	130	14,300		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		排ガス型（第1次） 山積0.8m3 2.9t吊	供用日	1.46	17,400	25,404		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						72,550		
単価						72,550	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	引船運転	D800PS型 G70GT	単位	日	数量	1	単価	220,700
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
重油		A重油（ローリー）	L	547	86.7	47,424		
引船〔鋼製〕		(9)欄 D800PS型 70GT	時間	6	6,710	40,260		
引船〔鋼製〕		(11)欄 D800PS型 70GT	供用日	1.91	69,600	132,936		
諸雑費（まるめ）			式	1		80		
計						220,700		
単価						220,700	円／日	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	引船運転	D500PS型 G40GT	単位	日	数量	1	単価	144,900
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
重油		A重油（ローリー）	L	342	86.7	29,651		
引船〔鋼製〕		(9)欄 D500PS型 40GT	時間	6	4,460	26,760		
引船〔鋼製〕		(11)欄 D500PS型 40GT	供用日	1.91	46,300	88,433		
諸雑費（まるめ）			式	1		56		
計						144,900		
単価						144,900	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バイプロハンマ杭打機運転（水上施工）	打込み 電動式60kW H400	単位	日	数量	1	単価	28,430
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	バイプロハンマ（単体）〔電動式・普通型〕	4 6 1 ～ 4 8 0 k N 6 0 k W	供用日	1. 31	21,700	28,427		
	諸雑費（まるめ）		式	1		3		
	計					28,430		
	単価					28,430	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	引船運転		単位	日	数量	1	単価	80,220
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員			人	1	40,290	40,290		
重油		A重油（ローリー）	L	111	86.7	9,623		
引船〔鋼製〕		D 200PS型 15GT	供用日	1.01	30,000	30,300		
諸雑費（まるめ）			式	1		7		
計						80,220		
単価						80,220	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	クレーン付台船運転（３００ｔ積）		単位	日	数量	1	単価	172,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員			人	1	40,290	40,290		
軽油	船舶用		L	51	84.1	4,289		
クレーン付台船	クローラクレーン４５～５０ｔ吊		供用日	1.31	40,300	52,793		
クレーン付台船	台船３００ｔ積 クレーン３５～４０ｔ吊用		供用日	1.31	56,900	74,539		
諸雑費（まるめ）			式	1		89		
計						172,000		
単価						172,000	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	矢板積台船運転（２００ｔ積）		単位	日	数量	1	単価	55,420
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
台船		２００ｔ積	供用日	1.31	42,300	55,413		
諸雑費（まるめ）			式	1		7		
計						55,420		
単価						55,420	円／日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	パイプロハンマ杭打機運転（水上施工）	引抜き 電動式60kW	単位	日	数量	1	単価	28,430
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
パイプロハンマ（単体）〔電動式・普通型〕		４６１～４８０ｋＮ ６０ｋＷ	供用日	1.31	21,700	28,427		
諸雑費（まるめ）			式	1		3		
計						28,430		
単価						28,430	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	排砂管（設備）・飛散防止装置（11欄）		単位	供用日	数量	1	単価	31,240
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
圧送管		(11)欄 φ300－6.0m（鋼製・10Kフランジ）	本	30	228	6,840		
ジョイント		(11)欄 φ300×3.0m（コム製補強ワイヤ入）10Kフランジ						
フロータ		(11)欄 φ250～300（樹脂製）	供用日	6	723	4,338		
飛散防止装置		(11)欄 サイクロン（鋼製）	供用日	36	541	19,476		
諸雑費（まるめ）			供用日	1	579	579		
			式	1		7		
計						31,240		
単価						31,240	円／供用日	

(土木工事、鋼橋工場製作工事)

R 7 鶴見川 J R 橋梁河道浚渫工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	111,054,060
(2) 共通仮設費 -----	32,764,004
(3) 純工事費 -----	143,818,064
(1) + (2)	
(4) 現場管理費 -----	32,989,000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0
(6) 工事原価 -----	176,807,064
(3) + (4) + (5) + (18)	
(7') 一般管理費等 (計上額) -----	26,632,936
(8') その他費目計 -----	0
(9) 業務委託料等 -----	5,470,000
(10) 工事価格 -----	208,910,000
(6) + (7') + (8') + (9) (万円未満切り捨て)	
(11) 消費税相当額 -----	20,891,000
(12) 請負工事価格 -----	229,801,000
(10) + (11)	
(13) 入札書比較価格 -----	208,910,000
(請負工事費の100/110)	
(14) 調査基準価格 -----	208,197,000
(15) 調査基準価格の100/110 -----	189,270,000
(万円未満切り捨て)	

(16) 工場製作純工事費 -----	0
(17) 工場管理費 -----	0
(18) 工場製作原価 -----	0
(16) + (17)	

((7) 一般管理費等 (計算額) 26,636,855)

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0			
対象工事費	111, 054, 060	直接工事費	111, 054, 060	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	12, 540, 000	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		9, 208, 379				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		9, 208, 379	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		101, 845, 681	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		98, 514, 060		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		7. 34 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		7. 49 %	（7. 34% × 週休1. 02）			
計上額		7, 628, 000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	98,514,060	直接工事費	111,054,060		
非対象額計（一）	12,540,000				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	12,540,000	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	98,514,060	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.99 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.99 %				
計上額	975,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	24,161,004				
運搬費	10,957,972	準備費	4,406,100	事業損失防止施設費	0
安全費	7,263,432	役務費	0	技術管理費	1,533,500
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					32,764,004

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	143,818,064	単独（追加工事）直接工事費	111,054,060	単独（追加工事）共通仮設費	32,764,004
非対象額計（－）	10,741,879				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	1,533,500	（間接費非対象額）			
管理費区分T	9,208,379	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	133,076,185	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	129,744,564		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	24.07％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	24.79％（24.07％×週休1.03）		0％		
計上額	32,989,000		0		0
			8,189,272（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果 当該追加工事	A				
	0	0		調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	京浜河川事務所 工務課	工事番号	2025030021	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
			河川工事	

工事原価	176,807,064				
純工事費	143,818,064	現場管理費	32,989,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（－）	10,741,879				
管理費区分 9	1,533,500	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	9,208,379	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	166,065,185	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	162,733,564	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	166,065,185				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	16 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	26,632,936				
業務委託料等	5,470,000				
調査基準価格	203,511,000				
調査基準価格の100/110	185,010,000	（ 88.56 % ）			

業務委託料等（当初）

事務所名	京浜河川事務所 工務課	工事番号	2025030021	第 0 回変更	
発注年月	令和08年01月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	河川工事

業務委託料	5,470,000
-------	-----------

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 鶴見川 J R 橋梁河道浚渫工事

国土交通省 関東地方整備局
京浜河川事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 7 鶴見川 J R 橋梁河道浚渫工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
浚渫 (河川)		式		1		
浚渫工 (ホップ 浚渫船)		式		1		
浚渫船運転工		式		1		
浚渫船運転	高濃度吸引圧送船浚渫	m3		3,800		
排砂管 (設備)	排送管径 30cm 水上	式		1		
排砂管保守		式		1		
飛散防止装置 (設備)	飛散防止装置 サイロン	式		1		
排砂管・飛散防止装置損料	高濃度吸引圧送 排砂管等設備	式		1		
補助船運転	クレーン付台船 台船500t積	式		1		
作業船運転工		式		1		
土運搬船運転		m3		9,500		

工事数量総括表

工事名	R 7 鶴見川 J R 橋梁河道浚渫工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
浚渫土処理工		式		1		
浚渫土処理工		式		1		
残土等処分		m3		3,800		
仮設工		式		1		
付属施設工		式		1		
係留杭 0.10k付近	H400 杭長19m 打設長10.0m 水上施工	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 鶴見川 J R 橋梁河道浚渫工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
重建設機械分解組立輸送費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
作業船等えい航費		式		1		
準備費		式		1		
繫船費(河川) 高濃度吸引圧送船		式		1		
安全費		式		1		
警戒船		式		1		
技術管理費		式		1		
土質等試験費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 鶴見川 J R 橋梁河道浚渫工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
業務委託料		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 鶴見川 J R 橋梁河道浚渫工事

特記仕様書

令和 7 年 1 月

国土交通省関東地方整備局

京浜河川事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)
(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等（契約書第10条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資

格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は東京都内（島しょ部除く）及び神奈川県内の工事でなければならない。

(6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）

4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ（CORINS）への登録

- 1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
- 2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
- 3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第7条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央地先
緯度 35° 30' 53" 経度 139° 40' 96"
終点 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央地先
緯度 35° 30' 31" 経度 139° 40' 43"

第8条 コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

本工事は、鶴見川 3.1km 付近において、浚渫工事を行うものである。
主な工種は、浚渫工であり 3,800m² の施工数量を予定している。

第9条 コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

記載例)

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
R 5 鶴見川河道掘削詳細設計他業務	4054251580

第10条 工事用地等の使用

高濃度吸引圧送システムによる浚渫技術に関する分解・組立にあたっては、鶴見川左岸ー1.5km 付近末広緊急用船着場（官有地）を使用出来るものとする。また、範囲、時期については監督職員の承諾を得るものとする。

第 11 条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印



注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第 12 条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - （1）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - （2）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - （3）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は京浜河川事務所のホームページにより公表する。
 - （4）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。公開資料は以下のとおり。

資料名	内 容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施行可能となる理由を示した資料
比較表－ 1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－ 2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－ 3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－ 4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表

比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

注) 特記仕様書に別紙様式等を添付する場合には必ず別紙様式－０（公表資料）を添付すること

第１３条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１４条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

① 浚渫工

第１５条 工事書類の作成

- １．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。
- ２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
- ３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
- ４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１６条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第17条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第18条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第19条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事

工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第20条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第21条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第22条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督

職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第23条 設計図書の変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第24条 契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックの試行

1. 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
2. 第三者による適正性チェックの実施は、発注者が対応するものとし、実施にあたっては、既存資料等による実施に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

第25条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第26条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号最終改正令和4年6月17日法律68号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び 解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 27 条 建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号)第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第 28 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和 7 年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和 7 年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第29条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)(以下、写真管理基準)「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員

へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第30条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能

（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９）サニタリーボックス

（女性用トイレに必ず設置）

（１０）鏡と手洗器

（１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（１２）室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）

（１３）擬音装置（機能を含む）

（１４）着替え台

（１５）臭気対策機能の多重化

（１６）室内温度の調整が可能な設備

（１７）小物置き場

(トイレトペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費(率)を充当することができる。現場環境改善費(率)の充当を希望する場合は、上記2.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費(率)を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第31条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事(受注者希望型)である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

(参考) 3次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度※1
属性情報	※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル 3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する(BIM/CIM取扱要領「附属資料2 オブジェクト分類」を参照)。

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施(変更)計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM 実施計画書(変更含む)に基づき、本工事を実施する。

1) 工事概要

- 2) 整理すべき課題
 - 3) BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
 - 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
 - 5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
 - 6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
 - 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用
2. BIM/CIM 実施報告書の作成
- BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。
- 8) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
 - 9) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）
3. 成果物の納品
- 以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。
- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
 - 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
 - 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）
4. その他
- 最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト
(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第32条 DX データセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DX データセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DX データセンターの詳細については、DX データセンターの参考資料 (<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>) 及びポータルサイト (<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>) を参照すること。

第33条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」につい

て留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
- ① 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ② 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行う場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準(案)(令和6年2月)」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 水上施工期間中は、作業現場に安全確保のための警戒船を下記のとおり配置するものとする。ただし、関係機関との協議によりこれによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	警戒船	備考
浚渫工（高濃度吸引圧送船）	昼間作業 （水上施工）	29日	2隻／日
浚渫工（高濃度吸引圧送船分解組立） （末広防災拠点）	昼間作業 （水上施工）	10日	1隻／日
浚渫工（排砂管（設備）・飛散防止 装置（設備）設置撤去） （末広防災拠点）	昼間作業 （水上施工）	8日	1隻／日
仮設工（係留杭設置撤去）	昼間作業 （水上施工）	2日	2隻／日
底質調査	昼間作業 （水上施工）	1日	1隻／日
計		53日	81隻
磁気探査	昼間作業 （水上施工）	1日	

注)「交代要員含む」とは、休憩、休息時間についても交通整理を行う場合

6. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第 3 4 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

環境省が公表している暑さ指数 (WBGT) が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数 (WBGT) が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（％）＝真夏日率×補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第３５条 安全管理推進技術者等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第３６条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理については、土木工事共通仕様書第１編「１－１－１－３０工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

る。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙-6を参考にすること。

防災措置に要する費用については第22条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第37条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第38条 環境対策

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第39条 低騒音型建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第40条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。

2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第41条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第42条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係 環境負荷の低減を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係 現場休憩所の快適化を実施するものとする。
 - (3) 安全関係 工事標識・照明灯安全施設のイメージアップ（電光式標識）を実施するものとする。
 - (4) 地域連携 工法説明図、工事工程表を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第43条 工期

1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の

始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式－16により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

2. 休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	40日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率（猛暑日補正無し） （実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数 実働日数×係数）	1.72

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：29日間

ロ）8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：35日間

（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

※猛暑日のみの日数：6日間

（過去5か年（2020年～2024年）の気象庁（横浜観測所）及環境省（横浜地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

3. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。
4. 6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。
- ・準備・後片付け
 - ・浚渫工
 - ・浚渫土処理工
 - ・仮設工

第44条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第45条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙ー5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第46条 週休二日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。
受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。
2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

① 完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

② 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にかぎが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。
完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第47条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。
なお、本工事の降雨降雪日は、横浜観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量が10mm /日以上の日を想定している。
2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第48条 施工時期及び施工時間の変更

本工事は下記に示す内容等について関係機関と協議中である。

1. 協議内容
近接施工協議
2. 協議機関
J R 東日本
3. 制約を受ける施工内容
浚渫工
4. 協議成立見込み時期
事業協議については、実施済みである。協議成立にあたっては、工事契約後、受注者が施工計画書を関係機関宛て説明完了後に協議成立とする。
5. 工事開始時期
監督職員の指示によるものとする。
6. 本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全工種	8:00～17:00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

ただし、上記時間帯に変更があった場合は、監督職員と協議するものとする。

第49条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であつて国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第50条 新技術の活用（発注者指定型）

1. 本工事は、「発注者指定型」により下記新技術を活用する新技術活用工事である。

技術名 高濃度吸引圧送システムによる浚渫技術

NETIS 登録番号 HR-220001-A

2. 当該技術の施工にあたっては、本特記仕様書によるほか「新技術情報提供システム（NETIS）URL <http://www.netis.mlit.go.jp>」に記載されている NETIS（評価情報）に留意するものとする。

3. 当該技術の施工にあたり疑義がある場合には、NETIS 申請者に確認のうえ監督職員と協議するものとする。

4. 発注者が指定する技術以外の新技術の活用については 第51条 新技術の活用（施工者選定型）として取り扱う。

5. 前項により当該技術に係わる内容に変更が生じ、設計変更が必要となる場合は監督職員と協議するものとする。

6. 当該技術の施工において、当該技術に起因すると考えられる不具合が生じた場合

は、監督職員に速やかに報告し協議を行うものとする。

7. 受注者は、当該技術の施工にあたり、情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術については「活用効果調査」を行うものとする。なお、「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第51条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第49条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第49条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第52条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

段階確認・材料確認、立会での確認

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。

また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

通信環境

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。
なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。
遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第53条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事实施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 5 4 条 契約後 V E 方式

1. 定義

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E 提案の意義及び範囲

受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E 提案書の提出

受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式

－ 1 ～ 4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

V E 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

発注者が別途発注する関連工事との関係

工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 3 5 日前までに、発注者に提出できるものとする。

V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E 提案の審査

提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E 提案の採否等

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式－ 5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E 提案を採用した場合の設計変更等

V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。

V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E 提案の活用と保護

評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者が V E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第55条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第48条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第56条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第57条 見積活用方式の試行について

本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

直接工事費の「作業船運転工」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。

見積採

用工種等の変更については、他の工種と同様の扱いとする。

第58条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第59条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督

職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第 6 0 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号 最終改正令和 6 年 12 月 13 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第 1 回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第 6 1 条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－12 によるものとする。

第 6 2 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和 5 年 3 月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和 6 年 3 月)」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンライ

ンによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第63条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第64条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第65条 無人航空機を使用する際の情報流出防止策

1. 本業務（工事）において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本業務（工事）が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和2年9月14日、関係省庁申合せ）に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、業務（工事）の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、調査職員（監督職員）と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。

ア インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。

イ インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されてい

る飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去する。

2. 前項の情報流出防止策によって業務（工事）の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、調査職員（監督職員）と協議すること。

第66条 標高成果の改定

本工事の図面は、旧標高（測地成果 2011）で作成しているが、施工にあたっては新標高（測地成果 2024）を用いるものとする。

工事測量で使用する距離標の基準点の標高成果は水準点標高に準拠しているため、標高補正パラメータによる測地成果 2024 への補正計算においては、国土地理院より提供されている「測地成果 2024 移行のための水準点標高補正パラメータ（hyokorevBM_jgd2024_h.par）を用いるものとする。（国土地理院 HP:https://www.gsi.go.jp/sokuchikijun/hyoko2024rev_param.html）

なお、補正計算結果については、監督職員と協議するものとする。

これにより難しい場合又は、新標高換算にあたり確認事項がある場合は、必要に応じて、監督職員と協議するものとする。

第2章 個人情報の取り扱いについて

(基本的事項)

第67条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

(秘密の保持)

第68条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第69条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第70条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写等の禁止)

第71条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第72条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

第73条 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

第74条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙ー2）を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

(管理の確認等)

第75条 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

第76条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

第77条 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第3章 一般施工

第78条 仮設工

1. 本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。なお、現地の状況等により、変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 作業船の係留施設として、係留杭を河口付近(0.10k 付近)に1箇所見込んでいる。設置位置については、近接橋梁や架空線、占用施設等を十分配慮し、監督職員の承諾を得るものとする。
3. なお、現地状況、施工条件等に変更が生じたことに伴い、上記の施工方法が変更となる場合は監督職員と協議しなければならない。

第4章 浚渫

第79条 浚渫一般事項

1. 本工事の施工にあたっては、船舶航行、水面利用者及び環境(水質、汚濁、騒音等)に十分配慮するものとする。
2. 河川航路内における支障物や魚のへい死等異常が確認された場合は、直ちに監督職員へ報告するものとする。
3. 浚渫の作業位置は、随時確認出来るようにし、監督職員が要求した場合は平面図でその位置を示さなければならない。

第80条 浚渫船運転工(桁下部)

1. 「高濃度吸引圧送システムによる浚渫技術」による直接土運搬船への積込みを予定している。これによりがたい場合は、代替案と共に監督職員と協議するものとする。
2. 土運搬船の含泥率は、40 パーセントを想定しており、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。含泥率の確認・報告方法については、施工計画に記載すると共に監督職員の承諾を得るものとする。
3. 浚渫対象土は、N 値=0 の浮泥(ヘドロ)を想定している。

第81条 余掘り

余掘りは見込まないものとする。

第82条 浚渫土処理工

浚渫土は、下記に指定した受入先へ搬出するものとする。

受入先 横須賀伊勢町沖漁場改良事業

運搬距離

河川内 5.20 km、港湾内 25.04 km

休 日 日曜日、祝

受入費用 3,300 円／m³ (税抜き)

搬出に先立ち受入れ条件等について確認するものとする。

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 8 3 条 底質調査

1. 適用

実施にあたっては、本特記仕様書、地質・土質調査共通仕様書、ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（令和 4 年 3 月 環境省 水・大気環境局 水環境課）、底質調査方法（平成 24 年 8 月 環境省 水・大気環境局）及び関係法制に従い遂行するものとする。

2. 調査地点

調査地点は本工事範囲の 1 地点とし、詳細な試料採取位置・深度は、監督職員と協議し決定する。

3. 試料採取

試料採取箇所数は、下表のとおりとする。

試料項目番号 (別表－1 に対応)	試料採取 地点数	採取深度
1～33、35～37、39	1	表層、表層下 1 m
34, 38	1	表層
40	1	表層から鉛直方向に 1 m 抜き取り

試料採取は、ダイバーによる機材での採取とする。また、概ねの河床面からの採取深さが確認できるものとする。試料採取の際は、油臭、油膜についても確認すること。

4. 底質分析

採取した試料を別表－1 に基づき底質分析を行い、基準値の判定を行うものとする。

試料項目番号（別表－1 に対応）	検体数
1～33、35～37、39	2
34, 38	1
40	1

5. 申請書作成

関係機関に提出する申請書を作成すること。詳細については、監督職員と協議するものとする。

第5章 その他

第84条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第85条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によるものとする。

- ① 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。
 - イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
 - ロ) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

- ② 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第86条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第87条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

本工事施工にあたり、道路区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第 88 条 完成図

1. 工事完成図を下記により作成し、監督職員に提出するものとする。
2. 表紙は、茶色 # 5 8 3 8 2 2（令和 8 年度）としダイヤスカーフまたはこれと同等品以上のものとする。また、文字は黒字とする。
3. 完成図の提出部数は、3 部（A-4 版）とする。

第6章 業務委託

第89条 水質調査

1. 適用

本調査は本特記仕様書、水質採水作業共通仕様書（案）、河川水質試験方法（案）及び関連諸法規等に基づき実施するものとする。

2. 施工箇所

施工箇所は、鶴見川河口 3.10km 付近とし、採水位置等については、監督職員の確認を得るものとする。

3. 業務目的

本調査は、本工事で行う浚渫の水質監視及び汚濁対策等の基礎資料とするものである。

4. 作業計画

受注者は、作業実施前に作業計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

5. 精度管理

本調査は、河川水質試験方法（案）に基づく十分な精度管理のもとに実施するものとする。

6. 水質調査

（1）水質調査は、1箇所2水深にて調査を行うものとする。採水時期は、河道浚渫施工前、施工中、施工後とし、調査日等の詳細については監督職員と調整したうえで決定するものとする。

なお、DOについては、河道浚渫作業中において、毎日簡易的な計測を実施するものとする。作業中は、DO値の変化に注意し、異常な値を検知した場合には速やかに監督職員に報告するものとする。

調査項目及び検体数は下表のとおりとする。

	項目名	検体数
生活環境項目	p H	6
	D O	6
	B O D	6
	C O D	6
	S S	6
	大腸菌群数	6
	n-ヘキサン抽出物	6
	総窒素	6
	総リン	6

（2）現地測定項目は、下記のとおりとする。

・天候 ・気温 ・水の外観 ・水の臭気 ・透視度 ・全水深
・水位 ・流量 ・その他、観測者が必要と感じた事項

（3）分析結果は速やかに監督職員に提出するものとする。また、分析の結果、異常値を検出した場合には、直ちに監督職員に報告するものとする。

(4) 前項に関連して、再調査が必要な場合には、監督職員の指示に従い再採水、再分析を実施するものとする。

7. 報告書作成

調査終了後、採水箇所、調査内容及び作業状況写真、分析結果等の整理、とりまとめを行い、報告書を作成し監督職員に提出するものとする。

8. 中間報告

委託者は、業務の中間段階における中間報告を求めることが出来るものとし中間報告を求められた受託者は、直ちに報告しなければならない。

9. その他

本業務の成果はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を得ずして他に公表・貸与・使用してはならない。

また、受注者は業務完了後においてもその成果に責任を持って、発注者の疑義に応ずるものとし、誤り等があった場合には受注者の責任において手直しするものとする。

第90条 磁気探査

1. 適用

本業務は、本特記仕様書・関係諸法規に基づいて実施するものとし、業務遂行上疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、その指示に従うものとする。

2. 業務目的

本業務は、河道掘削範囲において磁気探査による異常磁気点の特定を行い、危険物撤去を行うものとする。

3. 探査範囲

探査範囲は河道掘削範囲とする。

4. 磁気探査

(1) 磁気探査を行うにあたっては、探査区域の土質状況を十分把握した上で適格に実施するものとする。

(2) 磁気探査に先立ち、作業計画書を監督職員に提出するものとする。

(3) 磁気探査の結果、磁気異常点(25ガウス・cm²以上)が確認された場合は、監督職員と協議のうえ潜水探査を実施し、磁気異常物の確認、撤去を行い、磁気異常反応の消滅を確認するものとする。磁気異常物が残存爆発物等の危険物であった場合は、作業を中止し、直ちに監督職員へ報告するものとする。なお、潜水探査実施前に緊急時の連絡体制を明記した作業計画書を監督職員に提出するものとする。

(4) 作業を行う際は、一般航行船には十分注意するとともに、安全管理に努めるものとする。

5. 報告書作成

探査終了後、探査箇所、作業内容及び作業状況写真等の整理、とりまとめを行い、報告書を作成し監督職員に提出するものとする。

6. その他

本業務の成果はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を得ずして他に公表・貸

与・使用してはならない。また、受注者は業務完了後においてもその成果に責任を持って、発注者の疑義に応ずるものとし、誤り等があった場合には受注者の責任において手直しするものとする。

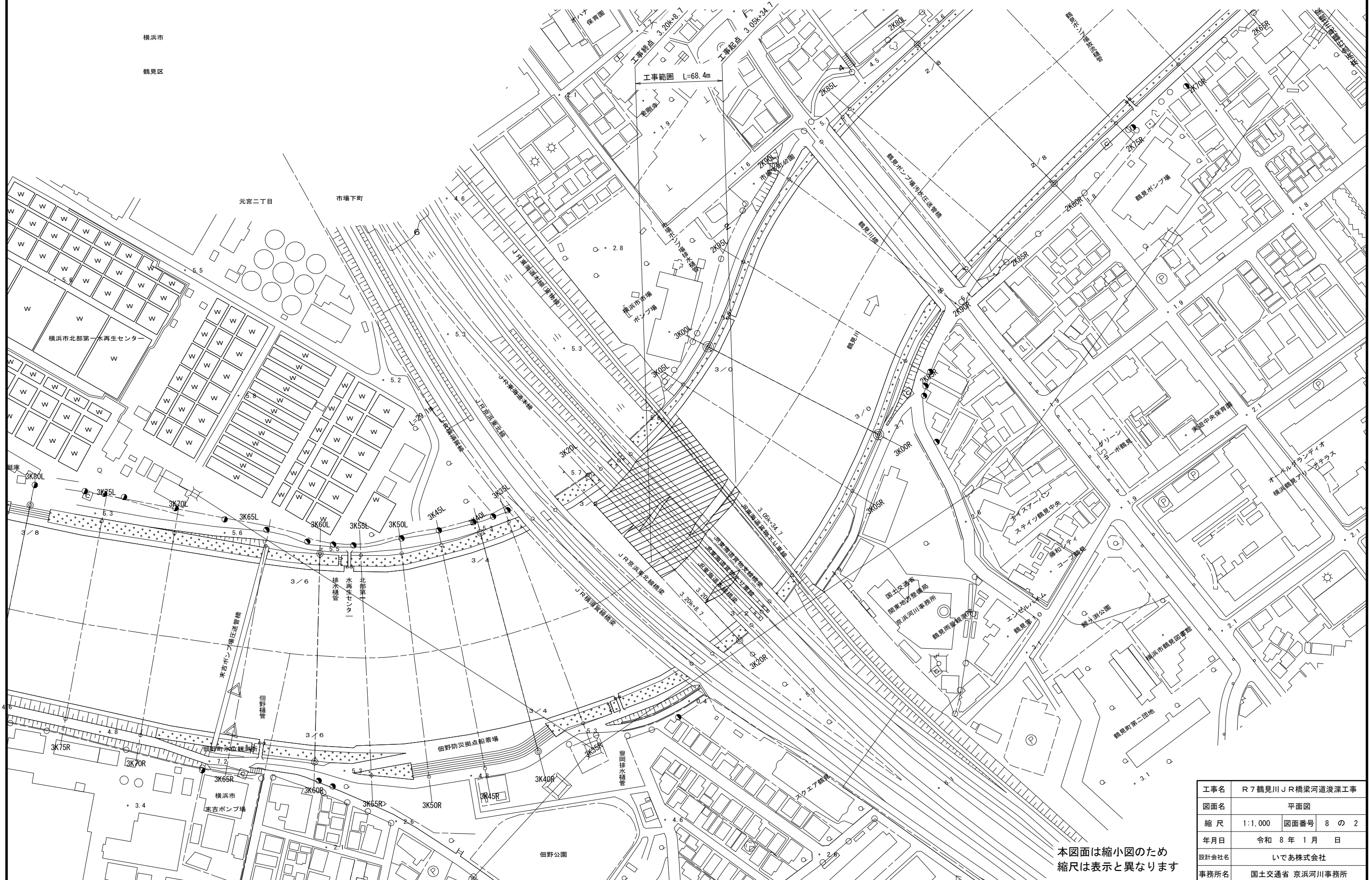
位置図

S=1:25,000



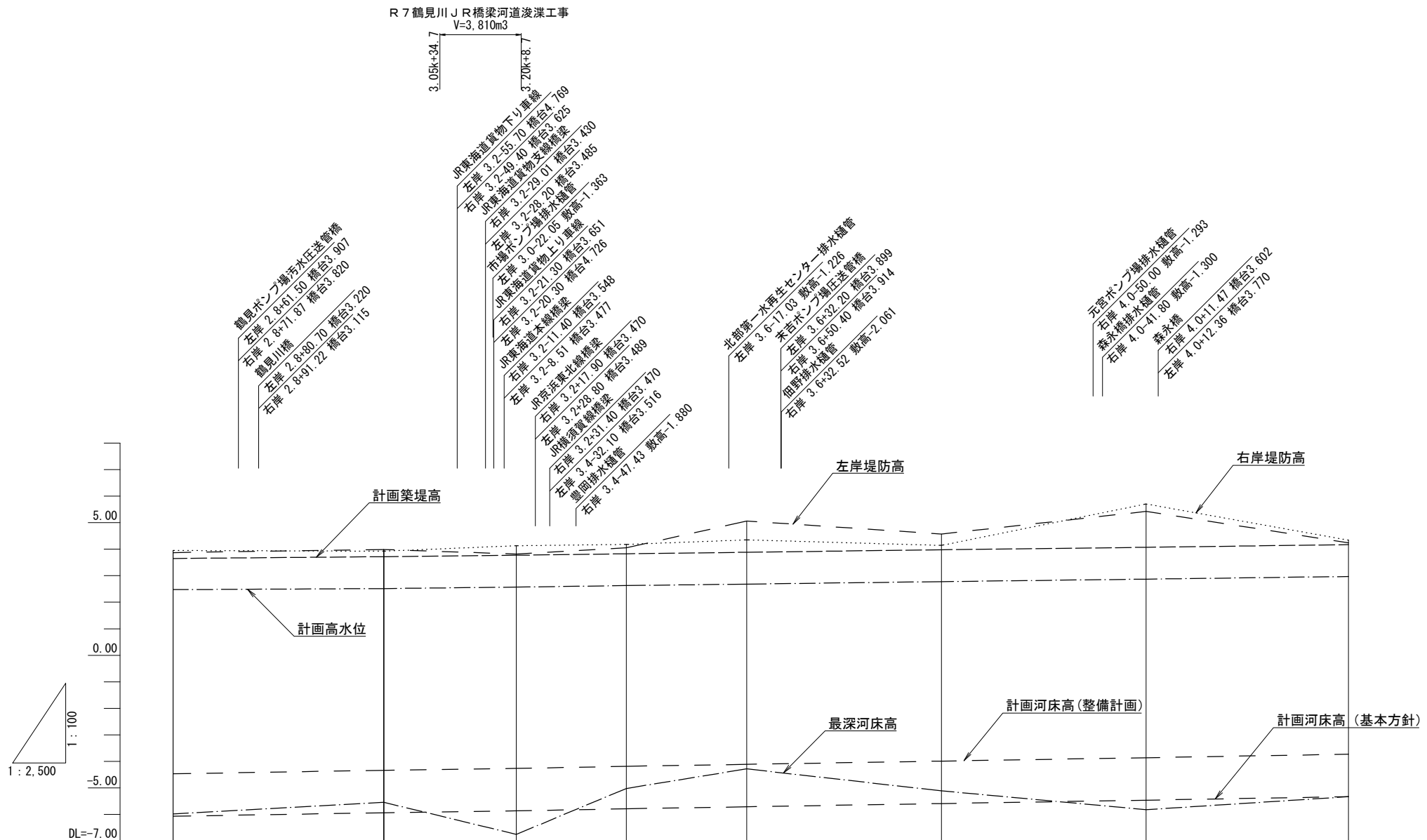
工 事 名		R 7 鶴見川 J R 橋梁河道浚渫工事							
図 面 名		位 置 図							
縮 尺		1:25,000		図面番号		8 の 1			
年 月 日		令和 8 年 1 月 日							
所長		副所長		課長		専門調査官		設計	
国 土 交 通 省 京 浜 河 川 事 務 所									

平面图 S=1:1,000



工事名	R7 鶴見川JR橋梁河道浚渫工事		
図面名	平面図		
縮尺	1:1,000	図面番号	8 の 2
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	いであ株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

縦断図 SV=1:100
SH=1:2500



凡 例	
計画築堤高	— — — — —
計画高水位	— · — · — · —
計画河床高	— — — — —
左岸堤防高	— — — — —
右岸堤防高	· · · · ·
最深河床高	— · — · — · —

杭 番 号	区 間 距	追 加 距 離	堤防高		最深 河床高	計画高	
			左 岸	右 岸		高水位	河床高
2.80k	205.755	4817.525	3.970	3.950	-5.98	2.474	-4.467 (-6.067)
3.00k	198.536	5016.061	3.988	3.924	-5.54	2.516	-4.334 (-5.934)
3.05k +34.7	84.700	5100.761					-4.304
3.20k 3.20k +8.7	40.234 8.700	5140.995 5149.695	3.817	4.130	-6.75	2.570	-4.263 (-5.863) -4.260
3.40k	94.925	5244.620	4.050	4.180	-5.02	2.627	-4.185 (-5.785)
3.60k	113.548	5358.168	5.060	4.350	-4.28	2.684	-4.109 (-5.709)
3.80k	183.504	5541.672	4.571	4.142	-5.11	2.777	-3.986 (-5.586)
4.00k	192.759	5734.431	5.423	5.704	-5.82	2.871	-3.860 (-5.460)
4.20k	190.680	5925.111	4.240	4.340	-5.33	2.970	-3.729 (-5.329)

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

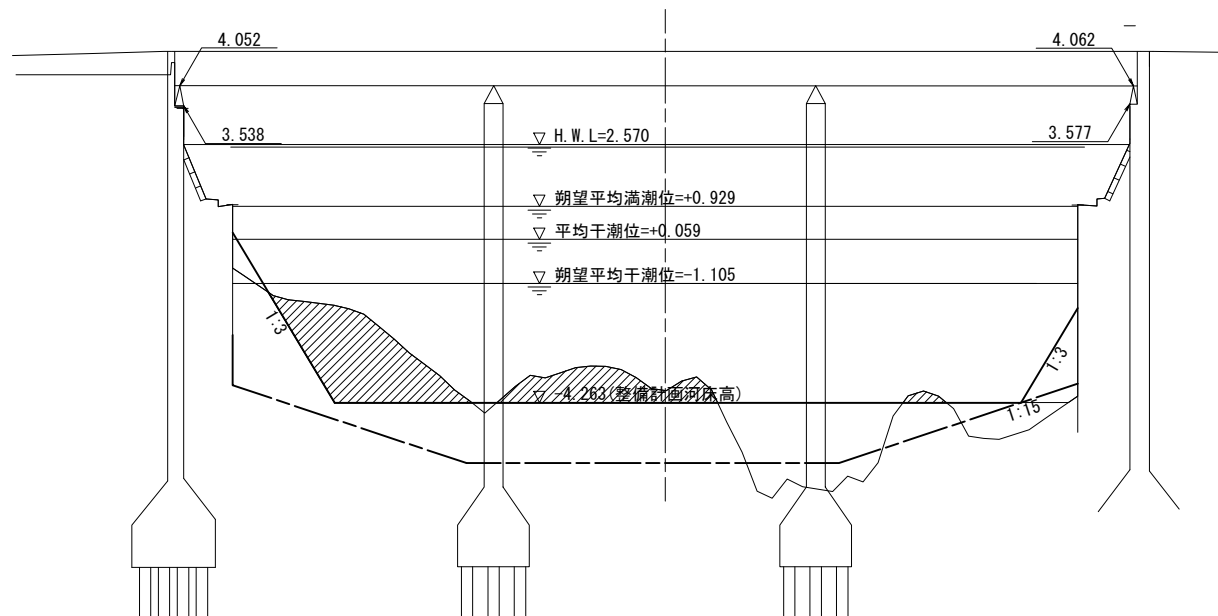
工事名	R 7 鶴見川 J R 橋梁河道浚渫工事		
図面名	縦断図		
縮 尺	SV=1:100 SH=1:2500	図面番号	8 の 3
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	いであ株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

標準横断面図

SV=1:100
SH=1:500

JR東海道本線橋梁

種別	凡例	単位	断面積
掘削		m2	56.6



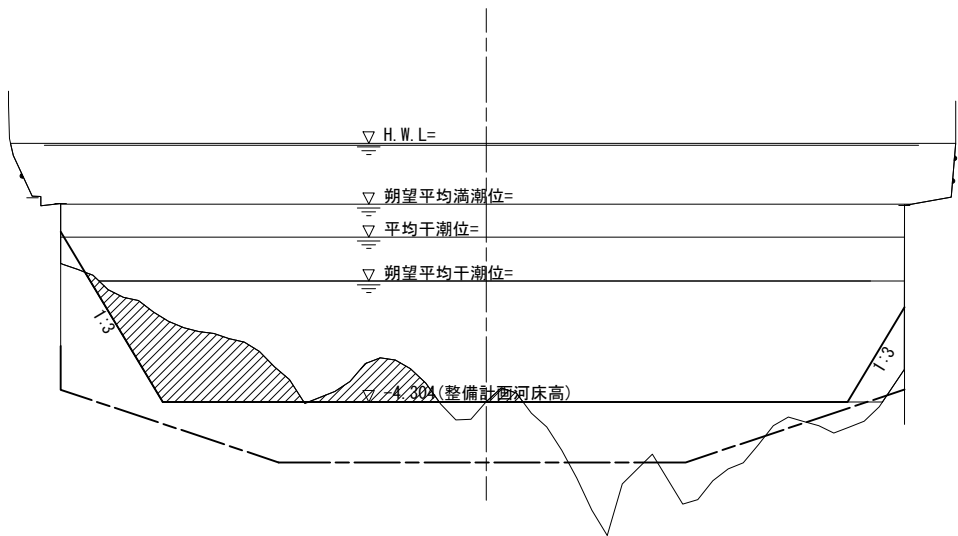
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R 7 鶴見川 J R 橋梁河道浚渫工事		
図面名	標準横断面図		
縮 尺	SV=1:100 SH=1:500	図面番号	8 の 4
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	いであ株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

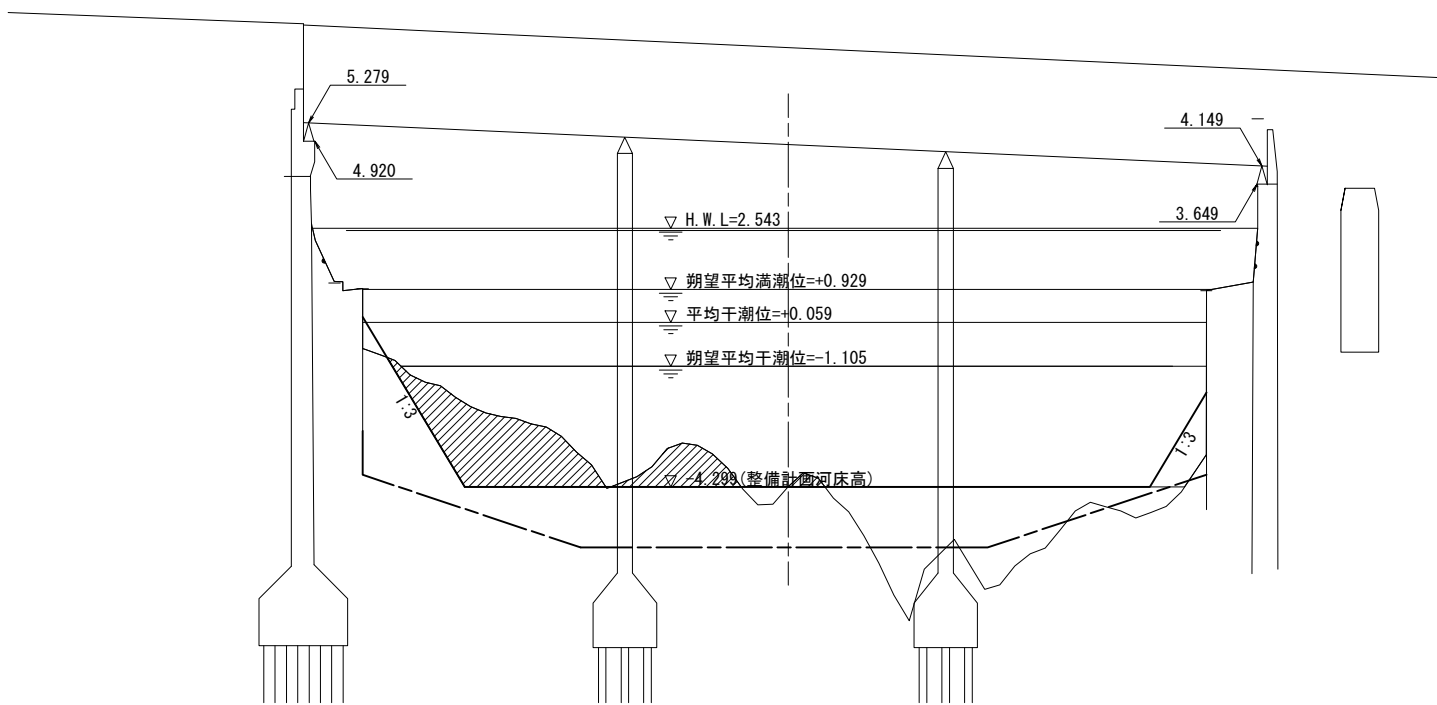
横断図（１）

SV=1:100
SH=1:500

3.05k+34.7



JR東海道貨物下り車線



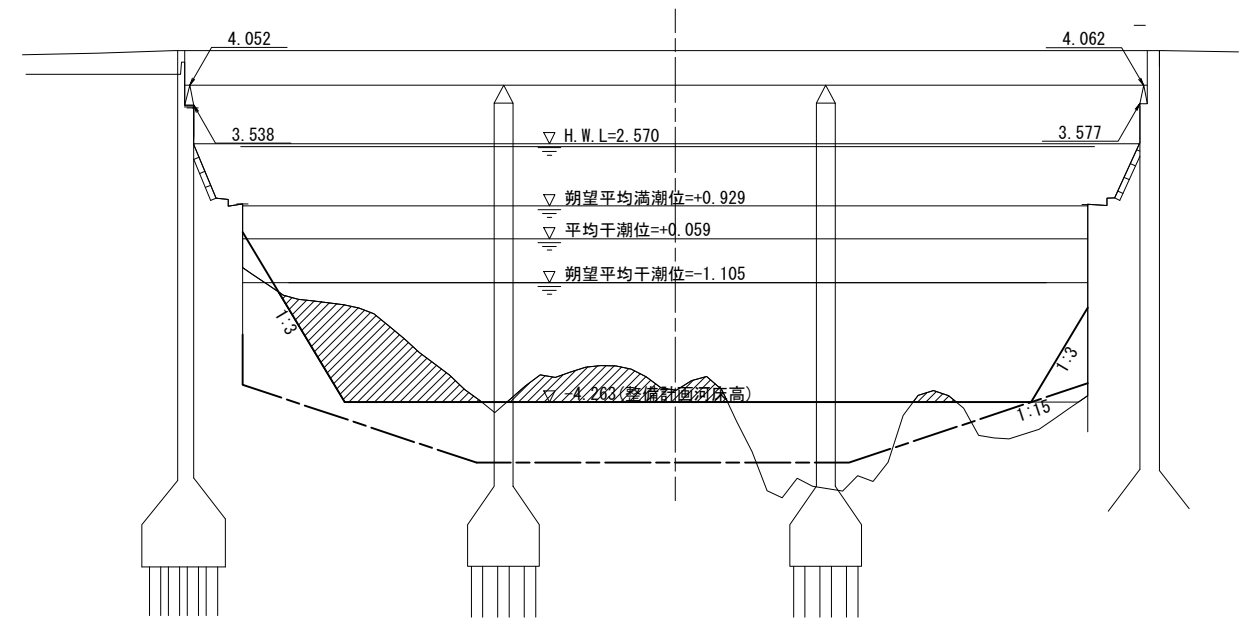
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R 7 鶴見川 J R 橋梁河道浚渫工事		
図面名	横断図（１）		
縮 尺	SV=1:100 SH=1:500	図面番号	8 の 5
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	いであ株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

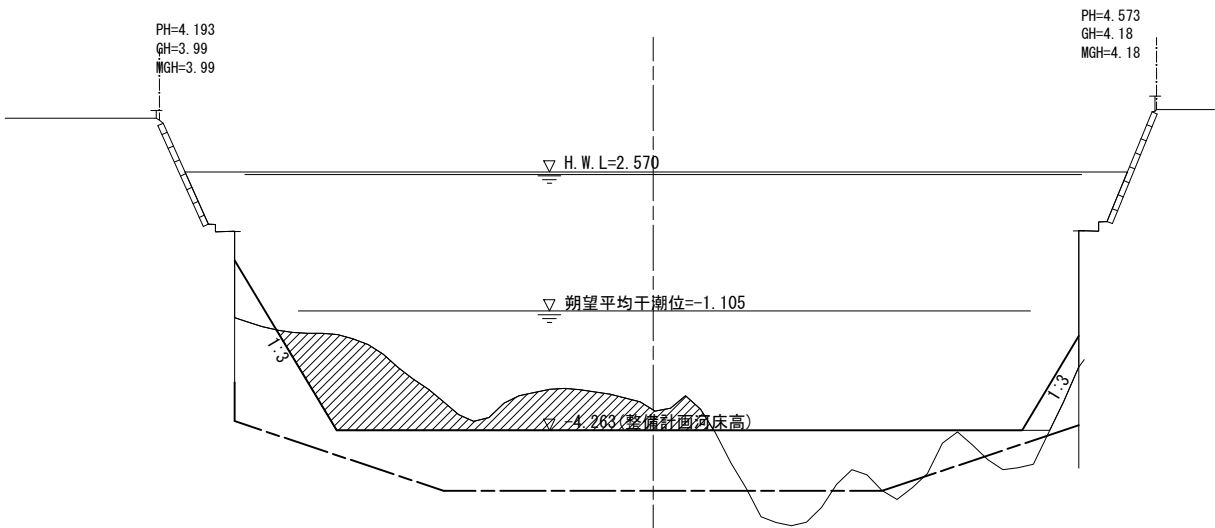
横断図（3）

SV=1:100
SH=1:500

JR東海道本線橋梁



3.20k



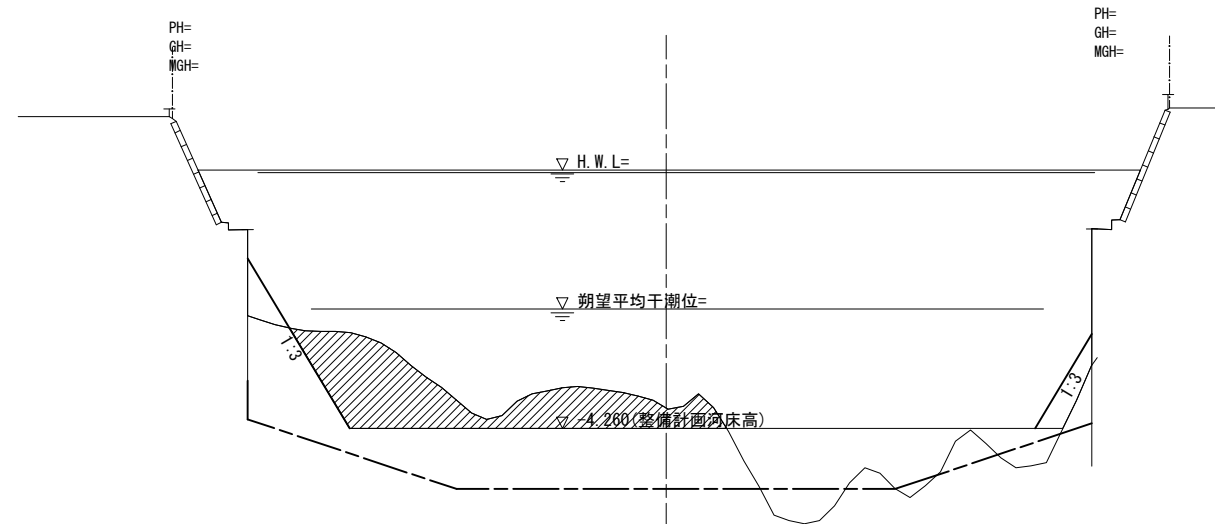
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R 7 鶴見川 J R 橋梁河道浚渫工事		
図面名	横断図（3）		
縮 尺	SV=1:100 SH=1:500	図面番号	8 の 7
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	いであ株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

横断図（４）

SV=1:100
SH=1:500

3. 20k+8. 72



TP=0. 000

TP=0. 000

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R 7 鶴見川 J R 橋梁河道浚渫工事		
図面名	横断図（４）		
縮 尺	SV=1:100 SH=1:500	図面番号	8 の 8
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	いであ株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		